

平成30年9月12日

各 位

大同生命保険株式会社  
代表取締役社長 工藤 稔

「平成30年北海道胆振東部地震」の被災者の方々への  
契約者貸付・入院給付金の特別取扱について

このたびの「平成30年北海道胆振東部地震」により被害を受けられたみなさまに心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

T&D保険グループの大同生命保険株式会社（社長 工藤 稔）では、このたびの地震に伴う北海道地方の経済への影響等、中小企業のお客さまのおかれている状況に鑑み、以下のお取扱いをさせていただきますことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 契約者貸付（新規貸付）のお取扱い

新規の契約者貸付（新規貸付）の利率引き下げによる利息免除の対応をいたします。

対象契約者	災害救助法適用地域（※1）の被災のご契約者さま
金利	年利 0.0%
上記金利 適用金額	契約者貸付限度額まで
上記金利 適用期間 （※2）	平成31年 3月31日まで
受付期間 （※2）	平成30年11月30日まで

（※1）「平成30年北海道胆振東部地震」に係る災害救助法の適用地域。

（※2）平成30年9月6日から遡及して適用いたします。

## 2. 入院給付金のお支払いに関するお取扱い

次のような場合でも、入院給付金をお支払いいたします。

### ① 被災後直ちに入院ができなかった場合

このたびの災害により、入院治療が必要なケガをされたものの、被災地等の事情により、ただちに入院することができず、一定期間経過後に入院された場合は、お申出いただくことにより、ケガをされた日からご入院されたものとして入院給付金をお支払いいたします。

### ② 必要な入院治療を受けられなかった場合（退院せざるをえなかった場合）

引き続き入院治療が必要であったにもかかわらず、被災地等の事情により、当初の予定より早く退院し、ご自宅、避難所または臨時施設等で療養された場合には、本来必要な入院期間について医師の証明書等をご提出いただくことにより、当該期間についてもご入院されたものとして入院給付金をお支払いいたします。

### ③ 医療施設に入院できなかった場合

入院治療が必要であったにもかかわらず、被災地等の事情により入院できず、自宅、避難所または臨時施設等で療養された場合には、本来必要な入院期間について医師の証明書等をご提出いただくことにより、当該期間についてもご入院されたものとして入院給付金をお支払いいたします。

## <既に実施している特別取扱いについて>

### 1. 保険料のお払込猶予期間の延長

保険料をお払込中のご契約で、このたびの災害による影響で保険料のお払込が困難な場合、保険料のお払込を猶予する期間を平成 31 年 3 月 31 日まで延長いたします。

### 2. 保険金・給付金、契約者貸付金等の簡易迅速なお支払い

お手続きに必要な書類を一部省略するなどにより、簡易迅速なお取扱いをいたします。

### 3. 契約更新手続き期間の延長

更新日が到来する個人保険のご契約で、このたびの災害による影響で契約更新のお手続きが困難な場合、お手続きの期限を平成 31 年 3 月 31 日まで延長いたします。

大同生命コールセンター

《被災されたお客さま専用番号》

0120-901-367（通話料無料）

受付時間：9時～18時（土・日・祝日を除きます）

《ご契約のご照会・お手続きの番号》

0120-789-501（通話料無料）

受付時間：9時～18時（土・日・祝日・年末年始を除きます）

以上

〔お問合せ先〕 広報課 TEL 03-3272-6206